

八街市地域公共交通協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八街市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第9条第8項の規定に基づき、八街市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は原則として公開とする。

2 会議の運営に関しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長及び委員の責務)

第3条 会長は会議の議長となり、迅速かつ能率的に会議を運営することに務めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会長は、会議の開会及び閉会を宣言する。

2 委員は、発言しようとするときは、会長の許可を得なければならない。

(代理出席等)

第5条 委員は、やむを得ず会議を欠席する場合は、あらかじめ会長あてに届出をし、その属する団体から代理の者を出席させることができる。

2 委員は、必要に応じ、あらかじめ会長に申し出て、その属する団体の職員等を随行人として、会議に同席させることができる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(表決)

第7条 会議の議事は、出席委員による全会一致をもって進めることを原則とするが、意見が分かれた場合は、出席委員及び副会長の過半数の賛成をもって決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議録の調製)

第8条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日程及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 会議録は、会長が指名する議事録確認者が確認した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議資料は、原則として公開する。ただし、次条第1項ただし書の規定により、非公開とされた部分については、非公開とすることができる。

2 会議録及び会議資料の公開の方法は、協議会の事務局における閲覧によるものとする。

(傍聴)

第10条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

2 前項ただし書きの規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ会長が会議に諮り決するものとする。

3 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

4 その他会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年9月19日から施行する。